

答申書

素案

令和 7 年 1 2 月
平塚市廃棄物対策審議会

令和7年（2025年）12月10日

平塚市長 落合 克宏 殿

平塚市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第9条の規定に基づき、令和7年8月8日付け7平環政第658号により、諮問のありました平塚市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて、次のとおり答申します。

本市では、令和3年3月に策定した平塚市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、これまで約5年間にわたり、廃棄物の減量化及び資源化、適正処理等の施策を進められてきました。

この間に国では「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行、「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定がされ、循環型社会の形成に向けて持続可能な循環経済への移行が重要とされています。

本市でも市民のごみ出しの負担軽減、ごみ減量などを目的とした、市内の可燃ごみ戸別収集が、令和9年度の市内全域実施に向けて順次拡大されています。

中間見直し案は、これらの動向なども踏まえて、広範に亘る廃棄物の問題に対して、時宜を得た内容となっていますが、以下の事項を踏まえ、さらなる各施策の推進、展開をしていただきたい。

1 資源化の取組の推進について

本市の一般廃棄物の量は減少傾向にある一方で、資源化率は横ばいとなっています。可燃ごみの中に資源再生物が混入している事例もあるため、市民が分かりやすい分別方法を周知、啓発するとともに、より一層の資源化の取組を推進すること。

2 食品ロス削減について

まだ食べられる食品が廃棄される現状があり、今後も食品ロスを減らしていくことが重要です。必要な分だけ買い、上手に使いきるなど、市民に対して食品ロスの発生を抑制する行動変容を促すこと。

3 最終処分場について

本市の一般廃棄物最終処分場は、土屋地区遠藤原にあり、現在は残余容量がある状態です。災害などの突発的な出来事の際に最終処分場が使用できることにならないよう、施設の維持管理を継続するとともに、地元と十分に協議すること。

4 ごみの有料化の研究について

廃棄物処理施設の維持管理に係る費用や設備の更新に多大な費用が見込まれます。近隣自治体では、ごみ袋の有料化が実施されており、本市でも受益者負担や資源化促進の観点から、将来を見据えた有料化施策を研究すること。

5 情報発信について

本市の自治会加入率は低下しており、自治会回覧だけでは、市民への情報発信については不十分な状況となっています。市民全体に情報が届くようにごみ分別アプリ「さんあーる」や市SNS、ごみ分別表の全戸配布など、市民への周知方法について工夫すること。

以 上